

請求書における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の仕様変更について

適格請求書等保存方式（以下「インボイス」という）適用事業者に対して求めていた請求書の仕様について、5月度請求分より記載例のとおり変更しますのでご承知おきください。

インボイスの記載要件及び対応要領

1. インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
→請求書に登録番号を追加記載（記載例参照）
2. 取引年月日（課税取引を行った年月日）
→納品書、検査調書により対応可能のため請求書での処置なし
3. 課税取引の内容（課税取引が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
→航空自衛隊第2補給処十条支処調達課では軽減税率対象品の契約がないため対象外
4. 課税取引の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
→請求書に記載（記載例参照）
5. 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計）
→請求書に記載（記載例参照）
6. インボイスの交付を受ける事業者の氏名又は名称
→現請求書において記載済のため対応不要

ご不明な点等がございましたら、担当まで問い合わせをお願いします。

第2補給処十条支処 調達課 会計班
TEL 03-3908-5121（内線7763）担当：尾形

